

三豊市監査委員告示 第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき工事監査（随時）を執行したので、その結果に関する報告。意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年 7月 1日

三豊市監査委員 糸川 昇

三豊市監査委員 小林 照武

平成22年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 5 1 号  
平成22年6月28日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様  
三 豊 市 議 会 議 長 近 藤 久 志 様

三豊市監査委員 糸 川 昇  
三豊市監査委員 小 林 照 武

平成22年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第199条第5項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告および意見を、同条第9項および第10項により、次のとおり提出します。

記

第1 監査対象工事

No.	所管課	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工 期
1	建設課	平成20年度地域活性化生活対策臨時交付金事業市道上条線道路改良工事	19,215,000	(有)大藤組	H21. 4. 23～ H21. 10. 14
2	建設課	市道片山2号線道路改良工事(1工区)	16,049,250	大一工業(株)	H20. 12. 26～ H21. 4. 30
3	建設課	平成21年度市道田井徳満線道路舗装修繕工事	10,945,200	(株)幸真 三豊営業所	H21. 7. 23～ H21. 10. 9
4	建設課	平成21年度市道岡本比地大線道路維持工事	1,744,050	豊中建設株	H21. 7. 1～ H21. 8. 31
5	土地改良課	農地有効利用支援整備事業豊新地区農道改良工事	1,732,500	藤井建設	H22. 1. 28～ H22. 3. 18
6	土地改良課	三豊市農村公園遊具修繕・更新・撤去工事(経済交付金事業)	2,683,800	(株)矢野製作所	H21. 10. 1 ～ H21. 11. 30

## 第2 監査期間

平成22年4月12日から平成22年6月18日まで

## 第3 監査の方法

平成21年度において施工した工事の中から、建設課所管工事から4件、土地改良課所管工事から2件を選出し、これらの工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督、検査等が適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施した。

監査にあたっては、監査対象工事の関係課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、工事現場においては、施工状況の確認等を行うために関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

## 第4 監査の結果

監査の結果、関係書類はおおむね整備されており、工事現場の施工状況についても設計図書に基づきおおむね適正に執行されていたが、別記のとおりその一部について検討を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については、記載を省略しているが、それらにも十分留意して適正な事務の執行に務めていただきたい。

### 【改善検討事項】

#### <建設課>

- 平成21年度市道岡本比地大線道路維持工事において、三豊市土木請負工事設計変更指導基準（平成20年10月10日三豊市総務部長通知）が守られていない変更契約が締結されている。同基準によれば、「当初請負金額の30%を超える場合や当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加する場合は、原則として設計変更により対応することはできない」となっている。今回の工事の変更請負契約は40.76%の増額となっており、かつ追加施工箇所も当初契約の工事場所と全く別の場所であることから、別件発注とすべきである。

今後、工事請負変更契約にあたっては十分に内容審査を行い、三豊市土木請負工事設計変更指導基準を遵守されたい。

#### <土地改良課>

- 三豊市農村公園遊具修繕・更新・撤去工事（経済交付金事業）は、遊具という特殊性もあって3社見積もりによる随意契約により締結している。本工事の予定価格の設定にあたっては、遊具の点検を受注しているA社だけの見積額を採用し、

事前に提出された見積額に 95%の率を乗じた金額をもって実施設計としている。  
1 社だけの見積額によって予定価格設定の根拠となっているのは透明性、公平性に問題がある。

また、追加工事の変更契約金額についても、当該請負業者の見積金額に請負比率を乗じた金額となっているが、本来なら実施設計作成時と同様に見積額に 95%の率を乗じた上で更に請負比率を乗じるべきである。

予定価格設定の根拠となる実施設計や変更契約等については、十分に検討を行い、透明性、公平性、競争性を高められたい。

## 【 意 見 】

### <建設課>

- 平成20年度地域活性化生活対策臨時交付金事業市道上条線道路改築工事について、改築に必要な用地買収は当該施工年度以前に行われていたが、一般的ではない方法がとられている。一般的に、道路改築の用地買収範囲は、工事において施工する構造物に係る面積の全てを買収するが、この工事では擁壁コンクリートの道路側法裾までしか用地買収していない箇所があった。隣接する土地所有者との合意の上での買収ではあるが、他の工事の用地買収方法と異なる手法を採用したことは後々の官民境界紛争の原因ともなり得るので、何らか方法で官民境界を明示すべきではないかと思われる。